

小値賀町議会定例12月会議（3日目）

1、出席議員 8名

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 立 | 石 | 光 | 助 |
| 2 | 番 | 森 | 岡 | 正 | 雄 |
| 3 | 番 | 橋 | 本 | 武 | 士 |
| 4 | 番 | 今 | 田 | 光 | 弘 |
| 5 | 番 | 小 | 辻 | 隆 | 治 |
| 6 | 番 | 横 | 山 | 弘 | 藏 |
| 7 | 番 | 江 | 川 | 春 | 朝 |
| 8 | 番 | 宮 | 崎 | 良 | 保 |

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 西 | 村 | 久 | 之 |
| 副 | 町 | 前 | 田 | 達 | 也 |
| 教 | 育 | 中 | 村 | 慶 | 幸 |
| 会 | 計 | 橋 | 本 |   | 満 |
| 総 | 務 | 博 | 多 | 屋 | 雄 |
| 住 | 民 | 北 | 村 |   | 一 |
| 福 | 祉 | 谷 | 元 | 芳 | 仁 |
| 産 | 業 | 西 | 浩 |   | 久 |
| 農 | 業 | 山 | 田 | 俊 | 康 |
| 委 | 員 | 村 | 田 | 祐 | 一 |
| 会 | 事 | 永 | 田 | 敬 | 郎 |
| 事 | 務 | 牧 | 尾 |   | 三 |
| 局 | 長 |   |   |   | 豊 |
| 長 |   |   |   |   |   |
| 課 |   |   |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |   |
| 次 |   |   |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |   |

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 橋 | 本 | 博 | 明 |   |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 書 | 記 | 岩 | 城 | 堯 | 志 |

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

小値賀町議会定例12月会議

令和5年12月7日（木曜日） 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 橋本武士議員 ・ 今田光弘議員 ）
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 議案第82号 小値賀町一般会計補正予算（第5号）
- 第 4 議案第83号 令和5年度 小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第84号 令和5年度 小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第85号 令和5年度 小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第86号 令和5年度 小値賀町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第2号）
- 第 8 小値賀町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

## 午前10時00分 開 議

議長（宮崎良保） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

### 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番・橋本武士議員、4番・今田光弘議員を指名します。

### 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。

2番・森岡正雄議員。

**2番（森岡正雄）** まず初めに、今回この当会議におきましては、執行部の皆様、また議会の皆様のお気遣い等を頂戴いたしまして、スケジュールを変更していただきまして本当にありがとうございました。おかげさまで、通夜そして昨日の葬儀、本日初七日の法要まで無事務めさせていただきましたことを、この場をお借りしてご報告したいと思います。また併せまして、松田茂美氏に対して、哀悼の念を表すところであります。

さて私からは質問通告に従い、ジェンダーギャップ男女間格差と男女共同参画について質問します。昨今ジェンダーギャップという言葉がテレビや新聞に取り上げられることが多くなり、この言葉を知らない人はいないとまで言えるまでになりました。同時に男女共同参画の取り組みが国主導で進められ、莫大な国家予算が投じられています。メディアでは一方の主張のみが取り上げられ、反対意見すら言うてはいけない風潮になり、多くの町民、もつと言うなら、多くの国民がこの問題の本質を知らずにいます。またこの取り組みに反するような意見を言おうものなら、女性差別、女性蔑視とのレッテルを貼られかねない異常な状況です。誤解のないように言いますが、私は女性があらゆる分野でその能力を発揮し、活躍することには大賛成の立場です。私たち男性にはない目線や価値観で、女性ならではの意見を忌憚なく発揮し、大いに活躍してほしいと願っています。しかしながら過剰に持ち上げ、下駄を履かせることは、男性の不公平感を増長することになりかねません。現在の無理やり数を増やそう、増やそうとする動きには非常に違和感を覚えますし、今後社会に様々なひずみが生じはしないかと、大きな懸念を抱いております。議員になりたければ、選挙に出馬し有権者の承認を得なければなりませんし、組織において昇進したい意欲があるのであれば、実力でその地位を獲得しなければなりません。その根底を覆すことこそ、まさに人権軽視、民主主義の否定ではないでしょうか。何

よりも私が気がかりなのは、本町の女性がそれを望んでいるのかということです。望んでもいないのに勝手にポストを増やされ、やりたくもない仕事をやらせることは、女性の負担を増やし、女性の幸福度を下げることにもなりかねません。そもそもジェンダーギャップとは何なのか、男女共同参画の目的は何なのか、町長の考えを質したいと考え、以下の4点を質問します。

1 番目に、町長の考えるジェンダーギャップとは何でしょうか。

2 番目に、男女共同参画を推進した結果、世の中はどのように変わりますか。

3 番目に役場職員に性別を理由とした賃金の格差はありますか。

4 番目に役場職員の人事において、女性であることを理由として、昇進できないなどの障壁はありますか。

以上、町長の答弁をお願いします。

再質問があれば、質問者席で行います。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** 森岡議員のご質問にお答えいたします。

「男女平等」や「女性の活躍」といった言葉は、今やよく耳にするようになりました。SDGsの目標のひとつに「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げられており、さらに注目を集めていると思われま

さて、1点目の「町長の考えるジェンダーギャップとは」でございますが、いわゆる男女間の格差とは、目に見えない部分で発生していることも多く、実態がわかりづらい部分もあると考えております。そのため、各国の男女格差を「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野で評価し、国ごとのジェンダー平等の達成度を指数化したものが、ジェンダーギャップ指数であると認識をいたしております。2023年の結果は、日本は146カ国中125位と下位に位置し、分野別にみると「政治」「経済」の分野が特に下位に沈んでいる状況でございます。本町においては、「教育」「健康」の分野においては、ジェンダーギャップが発生しているとは考えておりませんが、政治の分野においては、女性の登用が不十分であると認識をいたしております。その対策といたしまして、9月の一般質問でも申し上げましたとおり、町の各種委員について、意識的に女性の参画を求めており、女性委員の構成比率の嵩上を図っているところでございます。しかしながら、議会や各種委員など政治の場への女性の登用が進みづらいことや、一般的に男女間で経済的格差が発生しやすい背景には、様々な状況や慣例、慣習が複合的に絡み合っていると考えております。例えば、女性は家庭内での家事や育児や介護等を担うべきという考え方、男性なら家事より仕事を優先し、家庭を支えることが良いとされる考え方、子どもの送迎や急な病気には母親だから仕事を休んで看病することが当たり前という考え方が以前から存在し、無意識にそのような役割を男性、女性の性別になぞらえて考える節があると思

ます。そういった考えから、女性は仕事や委員などの役職との両立が難しい現状が形成され、ジェンダーギャップが発生しやすい環境になっていると考えられます。このような従来から慣例、慣習による思い込みや、性別による役割分担意識を解消することが、女性の活躍や社会進出を促進させ、経済格差や政治格差を解消させる環境を作るための第一歩になると考えております。

2点目の「男女共同参画を推進した結果、世の中はどう変わるか」についてでございますが、男女共同参画を推進することは、男性女性など性別にかかわらずなく、誰もが個人の能力と個性を發揮できる、自分らしく生きやすい社会の実現に寄与するものと考えております。

3点目の「役場職員に性別を理由とした賃金の格差はあるか」ということでございますが、役場職員において、性別を理由とした賃金の格差はございません。

4点目の「役場職員の人事において、女性であることを理由として昇進できないなどの障壁はあるか」ということですが、定例6月会議の一般質問でもお答えしましたとおり、役場職員の人事については、女性であることを理由に昇進できないなどの障壁はございません。

ジェンダーギャップ、男女共同参画につきましては、先にも述べましたとおり、慣例、慣習による思い込みや、性別による役割分担意識を解消することにより、両者が平等に活躍できる社会を作ることであると認識をいたしております。そのためには、行政はもちろんですが、町民の皆様一人ひとりが意識して取り組んでいかなければ改善はないものと思っておりますので、引き続き男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを推進してまいります。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問については、担当からお答えをさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

**議長（宮崎良保）** 森岡議員

**2番（森岡正雄）** はい。1番目の質問と2番目の質問に関しては、同じような形での再質問になるかと思っておりますので、一緒に話を進めていきたいと考えております。いわゆるその慣習とか慣例によって、男女の役割とか、そういうのがその決められていてっていうお話でもありましたし、その町として女性委員を増やしていくという取り組みをされる。で、今後そうしたこの男女共同参加についての取り組みを進めていきたいという町長のお言葉でありましたけれども、この男女共同参画を推進することで、例えばこういうふうな世の中になっていくとかっていうデータもしくはエビデンスそうしたものあるんでしょうか。

**議長（宮崎良保）** 総務課長

**総務課長（博多屋雄一郎）** はい、お答えいたします。

小値賀町として、そういうデータは持ち合わせておりません。

議長（宮崎良保） 森岡議員

2番（森岡正雄） はい。残念ながらそうしたデータ、エビデンスはありません。ないんですよ。我が国が男女共同参画を推進した結果、良くなるとか悪くなるとか、どうなるとか、何が変わるとか、そういうデータありません。その理由をこれから説明します。

現在、国の取り組みやメディアで報じられている主な内容は、我が国は他国に比べ、女性の政治家や管理職が少なく、政治や組織の意思決定機関に女性の意見が反映されにくく、男女間の幸福度に格差が生じている。これいわゆるジェンダーギャップであります。よってその格差を是正するべきといった内容です。これでおそらく間違いないと思います。これは先ほど町長もおっしゃっていましたが、本部をスイスに構える世界経済フォーラムという世界情勢の改善に取り組む国際機関が発表したもので、先ほどの町長のお言葉にもありました、経済・政治・教育・健康の4つの分野を評価したものです。ちなみに我が国は2023年の発表のランキングでは125位と、数字だけをあくまで数字だけをですよ、数字だけを見れば非常に不名誉な位置にいます。一方で、世界価値観調査において発表された日本の男女の幸福度は全く逆の結果が出ています。この調査は個人を対象に価値観を聞くものになっています。女性の幸福度と男性の幸福度を引いた数字が、いわゆるジェンダーギャップとなるのですが、我が国は女性の幸福度が極めて高く、男性の幸福度が極めて低い、いわゆる世界一のジェンダーギャップの国です。これは、我が国の男女の自殺者数を見ればもう一目瞭然であります。我が国では自殺者数の7割弱が男性で、女性は3割強。これも言葉を借りるならば、2倍のジェンダーギャップがあります。自殺は自分の思い描いた人生の理想と現実との乖離に苦しんでのことですから、この調査結果が正しいことの証明となります。ちなみに、若い女性向けの雑誌が2016年調査したアンケートでは、生まれ変わったら男性になりたいか女性になりたいかの問いに、実に7割の女性がまた女性に生まれたいと答えています。これでおわかりのように、同じジェンダーギャップでも男女による結果が全く違ってきます。前者は女性が不幸、後者は男性が不幸です。ここで1つ非常に興味深いデータを示します。ご承知のように、日本は長寿大国であり、WHOが2023年に発表したデータでは、日本人女性の平均寿命は86.9歳。なんと世界1位です。しかし研究者によりますと、これほど、日本のことです。女性の社会的地位が低い国が長寿であることは、世界の研究結果と合わない。そういうふうに言っています。つまり、女性の社会的が低い国では、当然男性優位の社会となり、女性に優しい社会が作られず、女性の幸福度が下がり、結果、平均寿命が短くなるはずですが、日本だけがその法則に該当しないと述べています。冒頭私は、男女共同参画を推進し、良くなるというデータ、エビデンスはない

と言ったのはこうした理由からです。つまり、政治や組織の意思決定機関に女性が少ないのに、女性の幸福度が極めて高く、かつ平均寿命が世界一という専門家もその理由を説明できない、他に例を見ない我が国日本が、他国と同じことをやって、同じ結果出るはずがないんです。例えば塩と砂糖があったとします。塩と砂糖があつてこれ何かをつけて食べると、もちろん塩と砂糖は性質が違ふものですから、全くベースが異なるものです。お刺身でもいいですしお肉でもいい。餅でもいいでしょう。2つにちぎってつけたとしても、味は同じにならない。当たり前といえば当たり前です。ベースが違うのだから、同じ結果は絶対に得られない。よって我が国が、本町が、経営世界経済フォーラムのデータを真に受けて、他国と同じ男女共同参画に取り組む必要は、私は全くないと断言します。またこの2つのジェンダーギャップには集計の仕方に大きな違いがあります。前者は男女の比率、数字のみで示したものであり、後者は数字ではなく、気持ちで示したものです。そもそも幸せは数字では表せないものです。お金、食事、多ければ幸せ、高ければ幸せではありません。1人当たり数万円10万円っていう高級料亭もあります。そういうところに行って、全くその好きでもない。むしろ嫌いな人と、そういうところに2人食事に行く。いくら目の前に並べられた料理が美味しいものであっても、その価値はほとんどなくなるでしょう。しかし、私よく見るんですが、ファストフード店とかで、例えばマクドナルド、たまに行きますとね、中高生とかの男女の若いカップルが、セットのメニューを2人で買って、2人で分け合つて食べている。本当に見ていて微笑ましいですよ。彼らの彼女たちのその幸せな姿を見ると、その高いから幸せとかつていうことはないというのがよくわかります。私は幸せであるかどうかは人生の満足度を上げるものであり、決して役職や立場、ましてや男女の比率ではないように思います。責任ある立場で輝く人もいますが、能力以上の責任を背負わされ、不幸になる人もいます。先日、全国の新人議員を集めた研修会に行つてまいりました。私その研修会でこの件について講師の方にお尋ねをしたことがあります。その発表の後に、いろんな方が私に声をかけてくださいました。あるところでは女性の課長が誕生したと。みんなでそれを喜んだ。しかし当然課長ともなれば、ここにいらつしやる皆様のように、会議において議員からの様々な追及を受ける立場になります。その方、うつを患われて、結局離職せざるを得なくなった。やはり能力というのは非常に大切です。無理やり数を増やせば、自分のその身に余るものを与えられれば、どこかで心病んでしまつたり、そうしたことになる可能性というのは決して否定はできないというふうに考えています。そうした結果ですね、女性の幸福度が下がつてしまえばこれは本末転倒でないかと考えます。私が懸念しているのは、今の流れのままいけば、女性の割合を増やすことだけが目的になり、女性の思

いに反して闇雲に数を増やした結果、女性の負担ばかりが増え、結果、女性の幸福度は下がり、が、しないかということです。改めて町長に伺います。今の私の話を聞いた上で、町長の考えでジェンダーギャップとは何でしょうか。また今後の本町の男女共同参画の歩みについて、どうお考えでしょうか。最初の答弁ともし違う内容の答弁になるようでしたら、お答えをいただきたいと思ひます。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** ジェンダーギャップにつきましては、6月の議会でも、今回もお答えしましたけども、私自身、個人としましてはですね、男女の差別で平等に扱わないということはまずないと私は思っておりますので、今までもなかったと思っておりますけども、例えば能力のある女性の方がですね、管理職になるということは一向に構いませんし、例えばそういうふうにご異動辞令を出した場合に、本人がいやもうちょっと勘弁してくれというようなことがあれば、無理やりごその職につけるといふこともないと私は思っておりますけども、そのようなことで今までの慣習からすればですね、もちろん、日本の国のが全部がそうだとは思ひませんが、慣例がありまして、やはり先ほども答弁しましたけども、女性は家庭を守る、男性は働いて稼ぐというふうな風潮が、今までは確かにあったのではないかと思ひます。我々も親から、そういうような考えも聞いておりますし、そんなものもあったのではないかと思ひますが、今から先はどうか本当はもう以前からせんばいかなだつたんでしょうけども、やはり男女の区別で分け隔てなく、みんな平等に生活するのがジェンダーギャップだと私は思っておりますので、それを理由に、いろんなことを区分するのは、私は賛成でございませぬので、平等に扱ってほしいということでありませぬ。

**議長（宮崎良保）** 森岡議員

**2番（森岡正雄）** ちょっと前後してしまふんですが、先ほどの町長のご答弁で、職員に性別を理由としては賃金の格差はあるかという質問に、なかったということ。あと役場の人事において女性であることを理由とした昇進できないなどの障壁はないということでございましたので、私はそれが、本当にあるべき姿でありますし、これ以上のことを望むことはないと思ふんです。はい。そしてですね、話を続けますけれども、男女共同参画については、男女共同参画センターというものが中心となつて、これは日本各地にあるんでございませぬが、私も先日研修に参加しました。勉強になった点もありましたものの、講師の言葉やイデオロギーには非常に違和感を覚えました。研修後に10人ほどが残つて座談会が開かれたのですが、ある男性の参加者が「我が家は妻と話し合ひ、家事は妻が、冠婚葬祭などで挨拶をしたり仕切つたりするのは自分だと決めたのですが、それで良いと思ふのは私の思い込みでしょうか？」と講師の方に質

問しておりました。その講師の回答は、「それは完全に思い込みで、女性に家事をやらせるのは良くない。」そのような回答であったと記憶をしております。私そのときにちょっと待ってくださいと。「こちらのお宅は、夫婦で話し合っ  
て双方同意のもと役割分担を決めたのに、それをあなたが間違っているという  
のはおかしくありませんか？」と。「夫婦の家庭内でのルールや幸せは、その  
夫婦が決めることであり、他人がいいだ悪いだの評価する権利はないでしょ  
う。」と言いました。私は、家庭のルールや幸せは各家庭で決めればいいです  
し、そこに明らかな違法行為がない限り、他人が口出すべき問題ではないと考  
えます。男女共同参画センターから配布されたパンフレットには多様性を認め  
ようといった趣旨の言葉が多く登場しますが、講師自らが先ほどのご夫婦の多  
様性を認めないというのは大きな疑問が残ります。また働く女性は差別を受け  
ているとも言われました。正直なところ私は以前の職場でもそうした場面に出  
くわしたことがなかったため、帰宅後家内に、働く女性は差別を受けていると  
言われたんだけど、そう思ったこと一度でもあったかと聞くと、そうしたことは  
一度もなかったというふうに答えました。差別をしてはいけないというのは  
当然のことですが、座談会において、講師から数多くの日本の慣習、風習を否  
定したり、高齢の男性を蔑視するような発言があったことを申し添えておきま  
す。また研修で配布されたパンフレットなどに各種相談窓口の連絡先記載され  
ていたのですが、男女共同参画の項目には、主に女性の相談窓口の受付時間が  
毎週月曜から金曜日の9時から17時だったのに対し、男性の相談窓口は毎月第  
2第4水曜日のみ、受付時間は18時から21時。月にたった2回、時間は3時  
間です。これはまたジェンダーギャップじゃないかと思うんですね。男女平等  
の観点からすれば決して許されざる得ない許されざる行為だと考えます。本町  
がジェンダーギャップや男女共同参画で今後どういう歩みをするのかはわかり  
ませんが、男女共同参画センターに助言を求めるのは、はっきり申し上げて  
私はやめた方がいいと思います。町長に伺います。今私の話を聞いて町長  
は男女共同参画センターについてどのように思われましたか。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** はい。そういう意見は男女共同参画の方からはいただい  
ております。けどそれを全部が全部そういうふうに真に受けてるということはご  
ざいませんで、先ほどから申しますように、男女がそれぞれの立場で自分らし  
く幸せに生きるのが一番だと思っておりますので、今言われたように家庭内で、  
夫婦で決めたことは、それはもう夫婦でそういうふうに決めたらそれで一番い  
いのではないかと思っておりますし、男女の格差ばかりじゃなく、例えば障害  
者とか、高齢者とか、子どもとかですね、それぞれ皆さん一個人なので、それ  
ぞれ平等に、同じように生まれてるので、同じような立場で皆さん幸せに過ご

すということが、ジェンダーギャップの本来の姿ではないかと私は思っております。

**議長（宮崎良保）** 森岡議員

**2番（森岡正雄）** はい。今、町長の言葉に、幸せが一番であると。もう本当にまさしく私もそのとおりだと思います。ですので私が懸念しているのは、これを進めていくことで、本町の女性がどうなるのかということは、やはり心配であります。そうしたことを、私だけが1人でこうやって言ってるだけでは何のあれにもなりませんので、実際その本町の女性20人ほどであります。この男女共同参画とか、そうしたものについてどのように思うのかということを探ってみました。答えは、女性がやりたければ、やってもいいと思う。でもそうしたポストを作って、そこに当てはめていこうとするのには、あまりいい風な感じは持たないと。そういうふうなものでした。そしてまた実際、井戸端会議程度の話でありますよ。でも、地区の会長であったり、例えば私の仕事であれば、寺の役員であったりとか、こういう時代だから、女性を起用してもいいのではないかとこの声はやはり出てはいます。もちろんやりたければやっていただいて大変結構なことなんです。例えば今後組織の役員であったり地区の会長であったりPTA会長など、これまでやらなくてよかった仕事をやらせるのが果たしてこれが本町の女性の幸せに繋がっていくのかというところが私の中では疑念があります。もう一度そうなれば二度と元に戻すことはできないのですから、もっと慎重に考えるべきだというふうに思います。あとまた先日ですね、教育委員会の公開会議に参加をさせていただいたときのことなんです。配布された資料を見て、私愕然としたことがございました。長崎県教育庁から各市町教育委員会に宛てられたものなのですが、学校において教育の現場においてですよ。女性に対する暴力をなくす運動の実施を求める依頼書でした。会議ではこれを道徳の授業でやろうとのことでしたけれども、会議後に発言の機会がありましたので、私は、暴力は男性から女性に対するものだけではなくて、逆の女性から男性に対しても、そして男性から男性に、女性から女性にもあり、全ての暴力が認められないはずであると。タイトルにある「女性に対する暴力をなくす運動」の、「女性に対する」の部分は不要で、「暴力をなくす運動」でいいのではないかと発言しました。続いて、先日、生まれ変わったら、また同じ性別になりたいかの年代別アンケートの結果が発表されましたが、女性はいずれの年代もまた女性に生まれたい、生まれたいと思う人が多かったのに比べ、男性は60代の71%が最も多く、以後年代が下がるごとに低くなり、20代30代はなんと35%と非常に低い数字でした。つまり、我が国の若い男性は男性であることに喜びを感じてないんですよ。こうしたことが教育の現場で行われれば、ますます男の子たちが、男性で生まれたこと男性であることに負い目を感じ

じるのではないでしょうかと、このような自虐教育みたいなことやっていいんですかと質しました。当然ながら、差別、DV、性暴力、ハラスメントは論外です。それは性別問わずの話であるはずなんですね。しかしながら、男女共同参画センターが発信しているものは、そのほとんどが、男性が加害者、女性が被害者の設定ばかりです。どのような性別であれ、差別、DV、性暴力、ハラスメントは許さない、許されないのではないのでしょうか。ちなみに、この学校に対する暴力、女性に対する暴力をなくす運動、これも男女共同参画センターによる取り組みです。私はこのような男性ばかりを加害者にした教育は絶対に許されないと考えますが、町長はどう考えでしょうか。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** はい。その考えは私も一緒だと思います。あの暴力というのは、男から、男性から女性、女性から男性、女性から女性、男性から男性という例もありますし、昨今のいじめ、学校内のいじめも、例えば女性が女性をいじめてというふうなこともありますし、男性が男性をいじめたということもありますので、そういう点につきましては暴力というのは男から、男性から女性へというのではなく、全ての暴力が暴力だと私は思っておりますので、その点については、考え方は一緒だと思います。またちょっと先ほどの答弁ちょっと漏れましたけども、意識的に組織の中に、各委員会の中に女性を入れると私は言いましたけども、それぞれ今までずっと男性ばかりだったんですけど、女性からの例えば子どもを育てる立場の女の人、それから主婦の方、あといろいろありまして、そういうふうな立場の意見も聞きたいということで、意識的にその方たちを入れてもらえないかということで相談したもので、無理やり入れてるということはありませんので、ご了承ください。

**議長（宮崎良保）** 森岡議員

**2番（森岡正雄）** もう女性の考え、価値観ってのは本当に必要なことだと思いますし、今、町長がご答弁されたような女性ならではの目線価値観というものを行政に反映をさせていくって、これ本当に素晴らしいことだと思っています。私が危惧していたのはですね、やはり先ほど申し上げたように数ばかりを意識していくことによって、かえって女性の負担を増やすことになりはしないか。もう本当その一点に尽きます。私はやはり、ここは町長も同じだと思うんですが、本町の女性もちろん男性も含めてですが、やっぱりいろんな方に幸せであってほしいと願うものであります。私もそういう思いがあるからこそ、このたび選挙に出馬をさせていただきましたし、町民の方にどれだけこの小値賀町で生まれ育ちここで生きていく、そしてやがて死を迎えていくことに対して、どれだけ喜びを感じていただけるか。もうそれに本当集約されてるんだと思うんですね。町長が今、町長としてのお立場にあるということは、やはり私が望

むのは、やはり幸福度下げない。これが一番であります。しかしながらそれと同時に、男性の幸福度も上げていく取り組みというのも多少必要かなと思うわけですね。これまで男性が、これまでの慣習、風習などによって、責任ある立場を負わされてきたっていうところもあるんだと思うんですね。でもなんかそれが、私は差別だと思っていなくて、日本というのは世界で随一の歴史を持つ国であります。その中で数百年、数千年とかけて、今日の価値観を築き上げてきました。それを私はこの無理やり変えようとする状況が、どうしても理解ができない。我が国はその長い歴史の中で、男性の足りない部分を女性が補い、女性の足りない部分を男性が補ってきました。そして、男女がお互いに支え合って今日まで生きてきた。私はなぜそれを変える必要があるのかちょっと理解できません。他国と比較しても、幸福度の高い日本女性にわざわざ負担を強いることが良いことだと思えない。欧米諸国はそんなに優れた国なのではないでしょうか。我が国はそんなに劣っているのでしょうか。なぜ日本は日本らしく、日本人は日本人らしくで駄目なんなのでしょうか。みんな同じになってしまうのは何の個性もありません。多様性なんか何もない。そんな世界に何の魅力あるのでしょうか。私は、日本は日本らしくでいいと思いますし、日本人は日本人らしくでいいと思いますし、小値賀町民は小値賀町民らしく、小値賀町民の価値観があるのであれば、もちろん最初に言いましたように、それが差別であったり、女性の昇進、例えば政治の分野に進出することに何かの障壁があるのであるとすれば、それは直ちになくすべきだと思いますが、町長のご答弁ではそうしたことがないということでございましたので、無理にいろいろと変えていく必要はないのかというのが私の思うところあります。

私が今回一般質問で、ジェンダーギャップと男女共同参画を取り上げたのは、冒頭申し上げたメディアでは、一方の主張のみが取り上げられ、多くの町民がこの問題の本質を知らずにいる状況で、女性の割合を増やすことだけが目的となり、女性の思いに反して、闇雲に数を増やした結果、女性の幸福度が下がりはないかという懸念があったからです。町長のご答弁を聞いて私は安心をいたしました。本町がそうして決してそうなることがないように、また本町に住む全ての町民に幸せを感じてもらえるようなまちづくりを西村町長にさせていただけることを期待し、私からの質問を終わらせていただきます。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** はい。これを言っていていいかわかりませんが、私も小さいときからですね、親からも教育の場でも、「弱いものをいじめたらいかんよ。女の子を泣かしたらいかんよ。」というような教育は確かに私も受けておりました、それはずっと心の中にも残っております。けれども、今言うようにですね、子どもから大人まで男女区別なく、幸せに暮らすのが一番だと思

っておりますので、その辺は追求していきたいというふうに考えております。

**議長（宮崎良保）** これで、森岡正雄議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

— 休憩 午前 10 時 36 分 —

— 再開 午前 10 時 47 分 —

**議長（宮崎良保）** 再開します。

7番・江川春朝議員。

**7番（江川春朝）** 暑いので暖房消してくださいと言おうとしたんですけど、ちょうど今消えたんですよ。ありがとうございます。

江川春朝です。今回は議長を除く7名全員が一般質問ということで、小値賀町議会が活気を取り戻したと、町長も大変喜んでおられると思います。私の一般質問の順番は、今まで1番手、2番手でしたので、自分の質問が終わった後は、いつも放心状態で、ほかの議員の話は聞くだけで精一杯でしたが、今期中は初めてゆっくり落ち着いて、ほかの議員の一般質問を聞くことができました。みんな利口もんだなと思ったし、議員それぞれの特色のカラーがあって、本当に面白いし勉強になります。ただここ数ヶ月亡くなる方があまりにも多く、その家族や関係する皆さんの人数もその分大勢おられるわけで、島全体に寂しさが充満してきているようなそんな感覚すらします。そんな中ではありますが、どうぞよろしくお祈りいたします。

それではまず初めに、事前通告どおりに、診療所医師について及び医療介護人材、人手について伺います。

単刀直入になりますが、本町診療所は医師によって診察を求める患者数に偏りが見られるようですが、何が原因か把握しているのであれば説明をお願いします。

次に、常勤医師の2名体制に向けての明るい見通しがあるようですが、噂だけが独り歩きするよりも、今話せる範囲の進捗状況を伝えることも、町民の皆さん、皆さんに対して、何より親切だと思しますので説明をお願いします。

次に、超高齢社会の本町では、多くの町民は医療や介護が必要になってきますが、今後ますますこの分野の需要が増え、供給側の人手とのバランスが崩れていくと見込まれますが、本町の医療、特に介護の人材、人手の確保は十分であり、今後大丈夫だとお考えでしょうか。老後や病気、この先島での生活に大変不安を感じている町民は非常に多いですので、町長の見解を伺います。

再質問は質問者席で行います。

**議長（宮崎良保）** 町 長

町長（西村久之） 江川議員の質問にお答えをいたします。

1点目の医師によって患者数、診療患者数に隔たりが、偏りがあるようだが、何が原因かということでございますが、ご承知のように小値賀診療所の診療日につきましては、町所定の休日を除いた日となっており、土曜、日曜の休日及び祝日並びに年末年始6日間を除く、月曜から金曜までとなっております。現在常勤医師1名が月曜日から金曜日までの5日間、非常勤医師が、非常勤医師1名が長崎地域医療人材センターから応援医師として、火曜日から木曜日までの3日間を、診療にあたっていただいております。また、常勤医師の負担軽減策の1つとして、県内外から毎月2名から3名の研修医の受け入れを実施しており、当直や日直を初め、急患輸送時の付き添い、付き添いなどを従事していただいております。令和5年4月から11月までの平日における外来診療における実質実績で申し上げますと、1日平均約70名の患者外来診療に来ている状況でございます。常勤医師と非常勤医師の医師毎の患者数につきましては、常勤医師が約4割、非常勤医師が約6割という現状にあります。その原因につきましては、患者が土曜日曜の休日後の月曜日、休日前の金曜日に多くなるものと予測して、火曜日から木曜日までの3日間で診療を受ける傾向が多く見られるとみられているようでございます。また、火曜日と木曜日が午後休診ということもあり、水曜日に患者数が多くなっていると感じております。

次に2点目の常勤医師の2名体制に向けての進捗状況についてでございますが、今までに議会においても途中状況の報告をさせていただいておりましたが、先日12月1日に長崎市に出向き、長崎県病院企業団の企業庁と本町診療所の常勤医師確保に向けた再協議を行ってまいりました。まさに12月20日前後に人事異動の内示が行われることから、重要な時期でございますので、この場での発言は控えさせていただきます。また招へいする医師が、円満に勤務先の病院を退職できることが最優先ですので、本人の意向も踏まえ、長崎県病院企業団企業長と病院長の3者で最後の調整に入っているところでございます。

さらに、長崎大学病院長崎地域医療人材センターの所長さんからは、小値賀町の医療再生等につきましては、全面的にバックアップをしていただけるといいお話も受けております。なお、私の思いはしっかりと企業庁には伝わっていると思いますので、企業団からのお答えを待って、議会にも報告をしたいと思っております。

3点目の本町の医療、介護の人材、人手は十分かということですが、まず医療の人材につきましては、2点目のご質問に対しての答弁と関連いたしますが、常勤医師2名体制の確立を初め、医療スタッフの確保には課題があり、現時点においては、私が考える医療提供体制が確保できているとは思っておりません。一方、常勤医師の負担軽減策といたしましては、これまで通りながさき地

域医療人材センターや上五島病院と連携しながら、応援医師、及び週末代診医師の派遣、さらには県内外からの研修医の受け入れなどを行っており、このような事業を継続していくことで、今後の人材確保に繋がっていくことと思っておりますので、引き続き医療人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

介護人材についてですが、現在小値賀町においては社会福祉協議会、養寿園、グループホーム暖家の3つの事業所があり、在宅サービス、施設サービス等の提供を行っております。介護人材につきましては、3事業所において、介護職員、介護補助員、看護師、介護支援専門員等の職員が53名、栄養士や調理員、相談員、その他の職員で21名、合計74名が従事しており、どの事業所においても、介護職員や看護師、栄養士や調理員が不足していると聞いております。また、介護職員として働く53名のうち約54%の29名が50歳以上であり、今後定年等による離職も考えられます。小値賀町においても、介護人材の不足は大きな課題と考えており、令和4年度から介護人材就職支援金支給事業を開始しております。勤務時間、勤務期間に条件はありますが、資格所持者に20万円、無資格者に5万円の支援金を支給し、介護人材確保への支援を行っており、令和4年度は2名、令和5年度は11月末現在で2名に対し、支援金を支給しております。各事業所においても、県外での介護人材のマッチングや外国人人材の登用、活用の取り組みを行っておりますが、なかなか成果が出ない現状でございます。今後も介護人材就職支援金支給事業の継続や、各事業所の介護人材確保の取り組みを支援すると共に、要介護者や要介護者を増やさないため運動教育や健康教育各地区への通いの場の設置など、フレイル予防の取り組みに努めてまいりたいと思っております。

**議長（宮崎良保）** 江川 議員

**7番（江川春朝）** 医師に対する患者の偏りについての町長の答弁は、やはりしっかりとオブラートに包まれていたように感じます。私自身は、まだ診療所のお世話になる機会が少ないので、利用されている患者さんの言葉を集めて話しているのですが、患者数の偏りが大きくなると、片方の医師への負担が大きくなり、不健康な働き方を余儀なくされるなど、そのほかにも懸念すべき点が今後も出てくることは容易に想像できます。私は多くの町民の方々が普段口に出していること、思っていることをそのまま言うことが使命だと思っております。診療所医師についてのこの場で、町民の方の声をそのままは、今回はやめておきます。言葉に出さなくても、町長もその内容を心ではわかっていると信じています。しかしこの場で口に出さないとしても、この問題に対してしっかり現場に意見し改善を施すことこそ、町民に対する町長の責務だと思いますので、難しくはあると思いますが、どうか上手に対応してください。決してオブラートに包んでゴクリと飲み込んで、「はい、終わり。」にはしないでください。

町長の町民の声に応えようとする姿をしっかりと見せてください。期待します。

診療所も新しくなり、医師や医療に対しては、先ほど町長が答弁で述べられたとおり、本町は力を入れていることはわかります。そして、これからも手を抜くことはないだろうと感ずることが出来ます。ですが、病院、病気になる前や骨密度の減少により簡単に骨折するなど、怪我に繋がる前の段階に対処する予防医療に対しては、まだまだ対策が足りていないと思いますので、健康管理センターや包括支援センターなど関係各所を今まで以上に機能させ、町民の意見を取り入れながら、共に連携し、改善していくべき課題が多くあると感じます。

そして次に介護という分野においては、町長の答弁を聞く限り、少し楽観的に捉えているように私は感じます。2025年問題と呼ばれる団塊の世代が後期高齢者になっていくことで起こる様々な問題が、既に喫緊の課題とされていますが、本町はいまだに後回しにしているようにさえ感じます。小値賀は10年以内に高齢率およそ60%というすごい数字に達します。本町役場も状況を把握し、解決に向けてどうアプローチしていけばいいのか、悩んでいるのが現状だとは思いますが、厚生労働省発表の令和5年7月時点の職業紹介状況によると、全体の働き手が減少している状況ではあるが、介護職が突出して採用競争が激化していることも介護職の人手不足に陥る原因と記されています。加えて、昨年は介護職から離職する人が働き始める人を上回る離職超過まで初めて発生しており、要するに介護職はこれからなお多くの人手が必要だとわかっているにも関わらず、他業種よりも深刻な人材不足に陥っているのです。そんな状況の中、離島である本町の介護施設も、限られた人材を日本中の競合他社と奪い合う舞台に立たされており、より良い待遇を用意できる体力のある企業にだけ人材が流れ、都市部と比較して賃金や待遇面でどうしても見劣りをしてしまう本町では、人材獲得競争において優位に立てるわけがありません。先ほど町長の答弁にもありましたが、本町では、介護人材就職支援金として、資格をお持ちの方は20万円、その他の方は5万円を一度限りの支援となっています。一方、農業漁業研修制度は、生活支援金として農業は3年間、漁業は4年間、毎月20万円受け取れる制度や雇用機会拡充事業では、創業または事業拡大を行う方に対して、補助率75%の上限1,200万円の補助を受け取ることができるものなど、財源は様々ですが、大変ありがたい制度があります。それと比べ、絶対不可欠とされる人手であるにもかかわらず、介護従事者に対しての本町の今の扱い方ではやはり今後心配ですが、町長はいかがお考えでしょうか。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** はい。おっしゃるとおりだと思います。農業漁業に関しましては手厚い後継者対策ということで、国からも県からも補助をいただいております。

りますので、その制度につきましては、本町といたしましてもありがたいことだと思っております。江川議員がご指摘のように、介護人材の不足は、長崎県内はもちろん日本国でも、実際的に不足しているのは、そのとおりだと思います。小値賀町の介護人材が、例えば養寿園とか暖家とかありますけども、そこも不足しているというのも私も承知しております、ことあるごとにこの人材センターとかにも行ってはいるんですけども、なかなか来てもらえる方がいないというのが現状でございます。例えば、給与面とか、報酬面で優遇するというのも1つの方法だと思いますが、それがそれだけで人材を確保できるかどうかという問題もちょっとありますので、その点につきましては、例えばもう足りないということであれば、養寿園はもううちの施設ではございませんので、そこにお金をどんどんつぎ込むということもまずないので、その点については、介護予防者に要介護者にならないような予防教室とか予防教育をやっていくというのが私たちの努めでございますので、その辺についてはご指摘のように、足りなければその分については力を入れてまいりたいというふうに思っておりますし、待遇改善面につきましては、各施設とも1回話し合いを持つ場を設けたいと思っております。

**議長（宮崎良保）** 江川議員

**7番（江川春朝）** 介護が必要になる前の予防も大切というのは当然当たり前なんですけど、誰もが嫌がる予防ほど、行政のエネルギーが最も必要です。そもそも本町は、予防を課題の上位に位置づけ、力を入れているとは言えません。介護と同じく後回しにされていると私は感じます。介護を必要とする方が増加することは以前より明らかで、加えて田舎であればあるほど人材確保が厳しくなることも当然わかっていたことですから、その認識の下、早くより取り組む自治体では、介護人材向けの独自の手当や奨励金、事業所向けには、人材確保や育成に関わる費用を支援するなどしています。さらに言えば、介護資格取得後に目指す上級の国家資格がない介護福祉士の現状を踏まえ、その上に個人の実績や評価を設定し、自治体独自の認定制度を設け、職員の意欲向上を促すものから、仕事の内容は大変ですが、利用者やその家族の皆さんに感謝され、誇りに思うことのできる素晴らしい職業が介護なんですと、次の世代を担う子どもたちに教え伝えることで、将来の介護人材の確保を図るなど、様々な角度から取り組んでいる町もあります。本町でも、私たち大人一人ひとりが介護という職業を高く評価する意識を持つことで、将来の人手である子どもたちへの介護への関心にも影響をもたらすと思います。そのことを踏まえ、本町は現在よりも強く、介護という分野の重要性を認識するべきだと思います。例えばですが、小値賀は離島界限では多少は有名なので、SNS等も使い、役場が民間とタイアップし全国に発信するなど、離島暮らししながら働いてくれる介護人

材を見つける手助けになるかもしれません。それに加え、これまでのような、単に移住支援をするだけでなく、介護職はもちろん、町内の社会貢献度の高い人手不足の職場への就労とセットでの移住支援を強化し、進めることも1つの手だと思います。この人手不足職場とのパッケージの支援について、町長はどう思いますか。お聞かせください。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** はい。移住につきましては、東京の方にも各担当が出向いて、その移住対策協議会というものに出てもおりますし、話も伺っております。一番のネックがこっちに移住してきて働くところがあるかどうかという問題がありまして、例えば介護人材の方で移住しても、来てもいいという方によってはですね、それは十分移住ができると思いますが、その移住する条件ですね、家があるか、働くところがあるか、というふうなこともありまして、なかなかこの難しい状況にありますけど、今の介護人材といいますか、若い人たちはなかなか、これは全国離島審議等の中でも悩みの種ですけども、なかなか離島には来てもらえないというようなことがあって、なかなか難しい状態です。確かに移住の相談とか、人材を求めているようにはやってはいるんですけど、いないのが現状なんです。どっちにしても、養寿園は民間です。社会福祉協議会も民間でございますので、うちがどんどん資金を流してやるからどんどん人材を確保してよというようなことでは、なかなか町の財源の問題もありますので、できればその先ほど言いましたけども、三者会談でどんなことをしてもらいたいのかなというような話し合いの場がこれまでになかったもので、それをやっていったらどうかというふうにちょっと後手なりますけども、そういうふうなことも考えております。議員がおっしゃることはよくわかっておりますけども、なかなかその待遇面で、うちが例えば足りない部分を民間の方に金を出すというような、なかなか難しい話なので、それはやはり話し合いを持つ場を設けて、その中で議論をさせていただきたいと思います。

**議長（宮崎良保）** 江川 議員

**7番（江川春朝）** 別にその養寿園に金を出せと言ってませんからね。なんか何でもそういうふうな感じで答えるんですけど、じゃなくて個人、従事者に対しての支援ですよ、が大事だと思います。介護を必要とする方を、業務的には要介護、要介護者と呼びますが、その方々は、今の小値賀を作り、育て、導いてくれた大先輩方です。感謝してもしきれない。その先輩方の人生の幕を下ろす瞬間、最後の最後まで支え続ける素晴らしい仕事が介護、看護です。食事、入浴、排せつ、認知症、家族ですらできないほど、大変なお世話を毎日笑顔でこなす方々を、これまで以上に本町役場が、しっかりとリーダーシップを持って、官民協力し、問題解決に取り組むことで、各介護施設に余裕をもたらし、

それが今働く職員さんたちの待遇や給与にも反映することができるようになることを期待します。今後、いくらAIやロボットが技術発達するとしても、介護や看護は優しさ、思いやりの心、人間性が必要です。本物の人で、ぬくもりが伝わる人の手が必要です。やりがいのある仕事であり、社会的貢献度も非常に高いことをみんなで改めて評価しましょう。これで1つ目の質問は終わります。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** はい。先ほど私の答弁が悪かったかもしれませんが、介護人材に、こう介護する人に、手厚くするというのは、例えば養寿園で働いている方は民間なので、民間の方がとにかく報酬とか手当を出すわけなので、その人たちに報酬をやるということは、直接個人にやるんじゃないで養寿園を通じてやるわけなので、そういうふうな答弁になりましたけども、例えば介護人材に直接町が報酬を出すというようなことはなかなかわかってるとおりでなかなか難しい問題もありますので、その辺は皆さんで協議をさせていただきたいと思います。

**7番（江川春朝）** 次の質問は、公園の利用活用についてですが、本町には景色のきれいな園地やちょっとした遊具のある公園はありますが、昔、赤浜公園に設置していたような、しっかり体を使って遊ぶことができる、そして家族と思い出が残るようなアスレチック設備を有した公園がありません。いくら少子化だからといっても、今の子どもたち、これから生まれてくる子どもたちのために、純粋に楽しんで喜んでもらうことも島の子育て環境の魅力アップという観点からも必要だと思います。単純ですが、子どもたちの笑顔は、私は大好きです。そこでアクセスもしやすく、無駄に広さだけある前浜公園をもっと有意義に活用してはどうでしょうか。再質問は質問者席で行います。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** 江川議員のご質問にお答えをいたします。

公園の利活用についてですが、小値賀町の遊具設置児童公園は、西町、浦町、柳、斑島の4地区に点在しており、遊具の数も限られた数しかありません。その中で、毎年安全点検を行い、点検結果により修繕更新を行っている状況でございます。議員おっしゃるとおり、以前、赤浜公園にアスレチック遊具がありましたが、その素材の大部分が木製であり、風雨による老朽化のため危険ということで、平成30年度に全ての遊具を撤去しております。浜津地区の前浜公演は、平成14年3月に漁港関係の補助事業により完成し、以降、浜津地区のレクリエーション大会や、小中高合同遠足、グラウンドゴルフ等に使用されております。完成時には複合遊具も1基設置してございましたが、老朽化等により、令和2年に撤去しており、以降、遊具の設置には至っておりません。

第4次総合計画後期基本計画の中では、総合児童公園の整備について検討するというようにしており、今後住民アンケート等を実施し、町内の子育て世代や児童が、安全で安心して利用できる公園整備に向けて、努めてまいりたいと考えております。その候補地として、江川議員が言われるとおり、前浜公園は広く、グラウンドの周囲にもスペースがありますが、今度の利用上、今後の利用状況も考慮しながら、前浜公園に限定をせず、最適な場所にアスレチック等の遊具の設置を検討したいと考えております。以上です。

議長（宮崎良保） 江川議員

7番（江川春朝） 全体的に前向きな答弁で安心ですけど、さらに前に進みます。公園にアスレチックがあれば単に子どもが楽しいだけではなく、子どもたちの喜ぶ声や笑い声が、結果的には町民全体の笑顔に繋がります。子どもというのは、そんな存在です。単純な遊具よりアスレチックを設置することで、子どもたちの健康や体の成長にも寄与することができます。子どもたちが外で遊びたくなる公園。それが既存の公園の有効利用の第一段階だと思います。子どもやその親御さんたちから、アスレチックを望む声は、以前から大変多く耳にしていました。しかも悲しいことに、その親御さんたちですら、「子どもの数が少ないのに、そんなことにはお金かけられんもんね。」と町の予算の心配までしてくれています。そこがまた異様に寂しく、希望のない島に感じてしまいます。だから私は単純に明るい話題になるこの質問を選んだのですが、そのおかげで、私自身初めて公園のあり方を真剣に考える良い機会になりました。そして勉強する中で、公園にはその目的を明確にすることで、無限の可能性を秘めていることに気づかされました。

先ほどの1つ目の質問で、医療や介護の話に触れましたが、医療や介護に至る前の段階である、肝心の健康を支える予防を担うことができる場所こそ、まさに公園ではないでしょうか。そのように考えた場合、これからの公園は、今まで以上に子どもからお年寄りまで、幅広い年代の社会問題を解決できる一石二鳥の場所へと進化させ、活用するべきだと思います。そこで、今のお年寄りが公園に足を運びたくなるには何が必要かを知るため、近所のお年寄りの皆さんに、前浜公園に何が欲しいか聞いてみました。

町長、何と答える人が多かったと思いますか？答えは一言でお願いします。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） わかりません。

議長（宮崎良保） 江川議員

7番（江川春朝） 何でもいいのでお願いします。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） はい。具体的に何というのは私ちょっとわからないんです

けども、ゆっくり過ごせるようなものがあればいいのかなというふうに答えたのではないかと思います、正直言ってそれ以外はわかりません。

**議長（宮崎良保）** 江川 議員

**7番（江川春朝）** そうです。ベンチです。簡単な答えのようで微妙に難しいですが、お年寄りや体に障害をお持ちの方の立場になって考えれば、すぐわかるベンチです。まずはベンチの数が少ないというだけで、お年寄りは行く気がしないということです。逆にベンチや小上がりのデッキスペースなどを多数設置するだけで、ゆっくりと時間を過ごせ、公園利用が増加するかもしれないということです。

ベンチで1つ話があります。前浜公園では、月に数回ではありますが、グラウンドゴルフを楽しむ方々の姿を目にしますが、その近くにはベンチはありません。あるのは、木の板と焼酎の空ケースでできた手作りのベンチらしきものです。それも今は雨風で壊れ、なくなってしまいました。単なる私の身の回りの小さなエピソードに聞こえたかもしれませんが、10年後、50年後を考えることも大事かもしれませんが、未来が全てではありません。こういう小さな足元にある1つ1つに目を向け、今現在を一生懸命生きている町民に寄り添い、小さな幸せを実現することも大切だと思いますが、町長いかがでしょうか。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** 私も同じ考えです。先ほど江川議員がおっしゃったように、公園が介護予防に役立つということを、私自身考えたことがないので反省しております。今から勉強させていただきたいと思いますし、もう公園整備につきましては、そのことも含めて、子どもたちから大人までゆっくりできるような施設を、皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思っております。

**議長（宮崎良保）** 江川 議員

**7番（江川春朝）** 小さな幸せ1つ1つの実現に加え、公園という場所の目的を、「子どもからお年寄りまでの病気や怪我の予防と健康促進のため」と明確にすることで、長い目で見て、町民の健康寿命を延ばすことができれば、社会医療費の削減にも繋がり、医療介護の人手不足の解消にも、たとえわずかでも貢献できる可能性があれば、素晴らしく価値があると思います。地域包括ケアシステムが示す専門的サービスの内、医療は病院、介護は福祉施設とされておりますが、日本では平均寿命と健康寿命の間に10年の差があるとされています。小値賀ではもう少し差は少ないです。要するに、寿命が訪れる前に、医療や介護に平均10年間お世話になるということです。やはり予防に力を入れ、健康寿命を延ばすことが大切だということに行き着きます。その差を縮め、町民の皆さんが住みなれた場所で、できるだけ長く暮らし続けることができる社会作りのためにも、公園は最適だと思います。先進国では、薬の処方が必要になる前

に、公園の処方をという言葉まで出てきています。町長はこの言葉を聞いたことがありましたか。初めて聞くならどう思われますか。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** はい。はっきり言いまして初めて聞きましたけども、先ほどから申しますように、子どもから大人までのふれあいの場というのはやはり心のケア、体のケアもそうですけど、心のケアまで行っているのだな、なんだなというふうに、江川議員の質問を聞いて思いました。これから先、後手後手になりますけども、やはりそういう場が必要ではないかなと、今強く感じているところをございまして、公園整備につきましては、子どもからお年寄りまで、皆さんが触れ合えるところをどっかに整備せんばいかんなど、今強く思っているところをございます。そのことにつきましては、皆様とも協議を設置して、いい場所にいいものを設置できればなというふうに考えているところをございます。

**議長（宮崎良保）** 江 川 議 員

**7番（江川春朝）** 厚生労働省のホームページにも、「公園から健康づくり」と明記されていますし、本町も公園を医療介護と同じく、「健康機関」と位置付けて考え、アスレチック遊具だけではなく、お年寄りにも対応するストレッチベンチや健康遊具を設置し、健康管理や包括支援とも連動した公園作りも素敵だと思います。屋内の施設の中での健康管理も重要であることは間違いありませんが、公園なら誰にとっても平等であり、気軽に自発的にしかも気持ちよく取り組みます。アスレチックやお年寄り向けの健康遊具以外にも、この公園は1周歩くと何メートルで何キロカロリー消費しますなど、健康や運動にやる気を出したくなるような掲示板があってもいいと思います。ペット連れでも遊べるように、ドッグランやキャットランなどもあれば、動物たちと触れ合える癒しの場にもなり、多様な方々の利用が増え、相乗効果もきっと得られます。草刈りなどのメンテナンス費用がかかり続けるだけのただの広い公園を無機質に維持管理するよりも、町民の健康寿命に貢献でき、誰もが笑顔になれる公園作り、これに予算をつける価値は十分にあると私は思います。

ここで町長いかがでしょうかと書いてるんですけど、町長の答弁はずっと一緒なので次に進みます。

もちろん一度に全部とは思ってませんが、毎年少しずつ計画実行し、理想に近づけていけば、町民にとっても明るい話題になるのだと思います。

最後に、私は議員になって8カ月です。たったの8カ月。でも私のこの8ヶ月は空っぽの頭だった私にとって、初めて勉強した日々でした。それは、町民の皆さん一人ひとりがそれぞれの経験に基づく今の思いを、私のようなつまらん人間に真剣に丁寧に、しかも気持ちを込めて注ぎ込んできて、注ぎ込んでく

れたからです。これからも自らの思いではなく、町民の皆さんの思いを一番に大切にしながら発言していきたいと思っております。終わります。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** はい。大変良いご意見を伺いましたので、これは約束いたしますが、役場の中でも、それぞれの立場の人たちとも一緒に、公園関係の整備につきましては、続けて進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

**議長（宮崎良保）** これで、江川春朝議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

|      |    |      |      |   |
|------|----|------|------|---|
| — 休憩 | 午前 | 11 時 | 28 分 | — |
| — 再開 | 午前 | 11 時 | 29 分 | — |

**議長（宮崎良保）** 再開します。

6 番・横山弘藏議員。

**2 番（横山弘藏）** 4 年 8 カ月ぶりの一般質問なのでちょっと緊張しております。

私は空き家対策について質問いたします。空き家がもたらす周囲、周囲への悪影響をいかに最小限にとどめるか。小値賀町にとって喫緊の課題と思われま。景観や衛生、防災面、防災面でも、空き家対策はしっかり取り組むべき必要があり、また地区によっては、国の重要文化的景観にも選定されている当町において、このまま放置された空き家が増えることは大変気になるところです。このような状況を町長はどのように認識しているのか、見解を伺います。

次に、国の方でも、この空き家対策には大変苦慮しています。居住目的のない空き家は、この 20 年で 1.9 倍、2030 年には全国で 470 万戸と見込まれています。そのため国では、法の改正など見直しを進め、除却等の促進はもちろん、悪影響を及ぼす前の有効活用など、適切な管理を総合的に強化する方針のようです。小値賀町も関係するいくつかの条例規則要綱を生かして、取り組むべきと思いますが、現在までの空き家対策はどのような状況なのか、活動していることも含めて伺います。

3 点目は、空き家の所有者に対する考え方についてですが、空き家の所有者が抱える資金面の問題、その他の悩みなどについて、ある自治体では、空き家の所有者の悩みに寄り添う空き家対策に取り組んでいるようであります。直接所有者への訪問、面談などを行い、悩みを聞き出してアドバイスするなど、管理を一方的に助言指導するより、所有者と一緒に考えることを大切にして、大切にして効果を上げているようであります。当町も、このような事例などを参

考にして、今後、住民の高齢化とともに増え続ける空き家の問題を1つ1つ解決すべきではないかと思いますが、今後の空き家対策で考えていることがあれば伺いたいと思います。以上です。

再質問は再質問席より行います。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** 横山議員のご質問にお答えをいたします。現在、小値賀町内の空き家の件数は、平成27年度に実施した調査結果を基に整理した件数で289戸が確認をされております。その中には、適切に管理された物件もあれば、所有者不在で放置されたままの物件も様々です。横山議員が言われるとおおり、空き家をそのままに放置すると、景観や衛生面、防災面においても、周囲に悪影響をもたらします。

1点目の「空き家の問題についてどのように考えているか」ということでございますが、私もこの空き家問題については、大変重く受け止めております。管理不全の空き家が増えると、笛吹地区においては、全体が重要文化的景観の範囲内であり、景観の、景観の阻害要因となり、また防災面や動物のすみかとなることで、周囲に深刻な影響を及ぼします。そこで今年度「空家等実態調査業務委託事業」の実施により、現在の空き家の件数、状態などを把握し、今後の空き家対策に反映させたいと思います。

2点目の、「小値賀町の空き家対策の状況」についてですが、本町では毎年、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「小値賀町空家等対策の推進に関する条例」に基づき、現在把握している「適切に管理されていない空家」の所有者に、空き家の適正管理について助言や指導を行っております。しかし、相続手続きがされておらず、所有者不明の物件や相続放棄された物件など様々であり、指導書に対する回答がある物件も少なく、大変苦慮しているところでございます。空き家は年々増加しており、早急な対策が待たれているのは理解しております。しかし空き家に、空き家は個人の財産であり、所有者が適正に管理する責任もありますので、長崎県のご指導や先進事例も参考にしながら、効果的な対策に取り組みたいと思っております。

3番目の「あらゆる事例を参考に、増え続ける空き家問題をひとつひとつ解決すべきでは」ということですが、横山議員の言われるとおおり、空き家が増加するのは想像に難しくありません。所有者の方も、所有者への訪問、面談等の実施については、県内のある市、ある市で実例はあるようですが、多くの物件が、町外者または所有者が不明な物件であり、地理的にも実施はなかなか難しいと考えております。まず、「空家等実態調査業務委託事業」により、により得たデータを活用し、所有者の意向を踏まえた施策につなげ、また、令和6年度に「空家等対策計画」を策定し、補助事業での空き家対策を行えるよう取り

組みたいと考えております。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**議長（宮崎良保） 横山 議員**

**6番（横山弘藏）** この前、新町の尼忠東店において、愛知淑徳大学生たちが、ワークショップを開いておりました。どのような内容か私は聞いたところ、小値賀の魅力を世界へ広げるためのワークショップで、主に空き家を活用して、町民と観光客が繋がっていくことを目指しているということでした。空き家の活用次第では、小値賀の魅力が世界で伝わるということは、夢のある話で、私はよその大学生がこんなことを研究しているとか、もしくは話し合っているのを知ってですね、ある意味感銘を受けました。そういった空き家の問題というのは、全国でもかなりたくさんあって、大学でもやっぱり研究対象になっているんですね。

それで、私はなぜこの質問をするかということ、身近にその空き家で困っている方がいるんです。それで相談を受けて、担当課とも話し合ったことがあるんですけども、1件の空き家の問題について、そのやり取りした資料が、5センチ以上の分厚い資料がこう重なってるんです。そして聞いてみると、なかなか話が進展しないと。そして他人の財産とか、そういったことに対しては非常に法的にも難しい面がたくさんあるということは承知しております。だから町長も始め、当局者は、大変、苦勞しているなということは、実感としてわかります。ただ私は、そういった本当に困っている方がいるのを、わかった以上は、無視するわけにはいかないと思います。やはり、いろんな小値賀町の条例もしくは、規則、要綱ですね、駆使して、そういった対策そういったことの問題に対して、誠意を持ってやっぱり取り組んでいかないと、今後ますますこういった事例が増えてくるんじゃないかと思います。それで条例とかを調べてみると、町長が特例、空き家対策について、「緊急安全代行措置を講ずることができる」と書いてありました。それでこれを、緊急安全対策を町長の命令でやることができるのは、それでもやっぱり、その空き家の持ち主とのコンタクトが大変必要で、勝手に壊したり、樹木を伐採したりすることはできないというふうに法律に書いております。しかしこういったことに対して、なかなか町長の権利を使うのは何か難しいと思いますけども、困っている方の立場に立つたならば、やはりその問題のある空き家を持っている方に対して、しっかり対応していくべきではないかと思います。それで今のままのやり方では、なかなか前に進まない。そういったところで、やはり他の自治体の事例にもあるように、直接出向いて行って、いろんな問題点を聞き出し、一緒になって解決を考えると。そういった方向になるのがいいのではないかと私は考えております。その辺につい

て今後のそういった状況についての対応の仕方をどのように考えているか、担当者でもいいですので、よろしくお願いします。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** はい。空き家に対してはですね、本当に困った問題で、所有者が亡くなった方の名義でも、相続人というのがございまして、その方に許可をもらわないと、なかなか行政執行をいきなりやるということはまず難しい話なので、この前それをやったのは、潰れかけて通行人に被害を及ぼしたらいかんというようなことで、道に倒れかかったのを壊した実例はあります、その建物に手を加えるということはなかなか今までにできておりません。その所有者に対しての交渉状況というのは、担当課の方で把握していると思いますので、担当課の方から説明をさせていただきます。

**議長（宮崎良保）** 建設課長

**建設課長（村田祐一郎）** お答えいたします。

令和5年、今年度ですね、管理、適切に管理されていない空き家に対して、指導書、助言書等を18件通知しております。1件は町内の在住の持ち主の方だったので、修繕等の対応をしていただいたところでございます。で、もう議員おっしゃるとおり、送りっぱなしで全然回答もないというようなものが多いものですから、議員さんがおっしゃられるとおり、近場の佐世保市あたりの所有者の方もおられますので、その辺はちょっとお伺いすることも考えなきゃいけないのかなと思っております。

**議長（宮崎良保）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** そういった18件、やはりしっかり対応してもらってるということはわかりました。それで島外の方が、なかなか小値賀町の現状をわかっていなくて、聞くところによると、不動産などで高く売れるんじゃないかね、壊すのには数百万かかるとか。いろいろ思い悩んでいることも聞いておりますけども、そういったところを、ある自治体では、外部の業者に委託して、交渉させてるんですね。そして問題があればよく聞いて、資金面のこととか相続の問題、非常に複雑に絡んでいるようなので、役場の職員の今のメンバーではなかなかそこまで人を割くのは無理かと思います。それで今後、小値賀町は超超高齢化、本当に高齢化がだんだん進んでいって、空き家が増えていくのは目に見えています。私が島内を歩いてみたり、巡ってみたりすると、どこの地区にも非常にこのままでいいのかなと思う、危険な家屋とか、それからブロック塀、それから道に飛び出ている雑木、時々交通の障害になっています。そういったのを見ると、やはり少しでも解決の糸口を見つけて、行政が主体的に取り組んだ方が、私は今後効果が出てくるのではないかと思います。そういった意味においても、人材不足とか人手不足の中で役場も、もちろん。だからそう

いった中でやっぱり、今後大事な問題ですので、外部に委託して、一度しっかりした体制を整えるのがいいのではないかと思うんです。その辺について伺います。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** はい。重要文化的景観というのがありまして、その中の建物を老朽化して使えなくなっても、勝手に壊すことが難しい状態になっております。そういうふうな面につきましては、例えば補強工事をするとか改修工事をする場合は、国からの補助金もありますので、その点についても多分建設課の方で、通知をしていただいていると思うんです。所有者に対してですね。もうそれでも返事がないということもありますし、今後においては、議員さんもご承知のように手がいるから、町に寄附するという話もういっぱいもらってます。けど、なかなか町がその建物を利用するというか、そういうような計画があるところについては、町もそれを活用しようというふうに思ってますが、全然活用することもなく、ただ壊して平地するだけってなると、うちがお金を払うだけになってしまうので、なかなか町でも寄附を受けていないのが現状でございますので、その辺については、ご理解をしていただきたいと思ひますし、例えば交通の妨げになるようなことの状態になれば、代執行で、例えば樹木を切ったりとか、その建物を壊したりというのは、もうどうもこうもならんのでということで所有者にその代執行の、通知を出すということも考えてはおりますけど、そういう面についても、これからの話ですけども、なかなかその町に全部お願いしますと言われても、金がかかるばかりで、もう何遍も言いますが、金がかかるばかりで、全然メリットがないというふうな物件を、町としても、もらうわけにはいきませんので、その点についてはご了解いただきたいと思ひます。

**議長（宮崎良保）** 建設課長

**建設課長（村田祐一郎）** 委託ということで、議員さんから提案がございましたけども、来年予定しております「空家等対策計画」ですか。これを策定しますと、所有者の所有者探しと申しますか、それも国の補助をいただいでできるようなので、そういう手段も使いながら、所有者探しもしていきたいと思ひます。

**議長（宮崎良保）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** そうですね、最近では、町がいただいた財産は、旧小西邸ですね、それから津田耕平商店の倉庫ですね。そして、町として有効活用ができるということで、町が判断したと思ひます。それはそれで私はいいいと思うんですけども、その後、例えば津田商店の空き地には、もう雑草が生えております。すると街の景観も何もありませんね。私は眺めるたびに、俺が刈ろうかな

と思ったりしてますけども、刈ってもいいんですけどね、やはりそういったところの何もまだ有効活用できてませんけども、その辺の配慮も、ちょっとお願いしたいと思います。それから小値賀町には、空家等対策協議会設置、それから空き家等対策検討委員会の設置がありますけども、今、問題なってるなってるようなことについて、この委員会開かれて、どういった意見が出ているか、もしわかれば、教えて欲しいと思います。よろしくお願いします。

**議長（宮崎良保）** 建設課長

**建設課長（村田祐一郎）** お答えいたします。

「空家等対策検討委員会」については、今年の7月に、この委員会は副町長をはじめとして、あと各課の課長から構成されてるんですけども、今年の7月に今の空き家の状況について話し合いといたしますか、会合を持っております。で、「空家の対策協議会」については、来年度策定予定の「空き家等対策計画」ですか。これのある程度の素案ができた段階で、一度集まっていたいて内容を精査していただくようにしております。

**議長（宮崎良保）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 委員会の会議においてどういった意見が出ているか、もしよかったら2～3教えていただければと思います。

**議長（宮崎良保）** すぐ出ますか？

しばらく休憩します。

— 休憩 午前 11 時 49 分 —  
— 再開 午前 11 時 50 分 —

**議長（宮崎良保）** 再開します。 建設課長

**建設課長（村田祐一郎）** すいません、あとから資料で提出させていただいて結構でしょうか。

**議長（宮崎良保）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 町長も認めていますけども、今後、小値賀の高齢化は待たなしで進んでいきます。それと一緒に並行して、空き家が増えていくのはもう目に見えています。それでこれは相続していく人が、わからなくなった物件もありますね。例えば大阪屋の壊した家です、あれも聞くところによると、所有者が不明で、もう代行執行でやったということです。それでそういったのが増えてくると、町の負担も増えてくると思うんです。そして文化的、重要文化的景観でもある小値賀町の、景観がやっぱ損なわれていくという可能性は十分にあります。そこで私はやはり、今調査を進めております。国際興業という会社に委託して、「空家等実態調査業務委託」を行っておりますね。その結果が今

月中には出るような話でしたけども、そういったのもしっかりこう踏まえて、今ある空き家ももちろんですけども、今後、空き家になる可能性がある家屋についても、しっかり相続する方、身内の方をしっかりと台帳に整えて、問題が起きればすぐに対応ができるような体制作りが今後大変必要かと思います。その辺について、課長はどう思われますか。

**議長（宮崎良保）** 町 長

**町長（西村久之）** はい。今後増えていくかもしれない空き家につきましては、例えば相続の場合は、今度義務化になります。相続を罰則付きの義務化になりますので、これから先にこの家を出て、相続ができない物件が増えるということはないように、国の方で今、法を改正してしますので、その点については心配いりませんが、今までの空き家については相続がなされてない物件がたくさんあるのです。その点についてはもう相続人をお願いするしかありませんので、こっちが勝手にできないんですね、登記が。その分、その点は所有者をお願いするしかないと考えております。

**議長（宮崎良保）** 建設課長

**建設課長（村田祐一郎）** 空き家等実態調査委託業務に関しては、ただいま所有者等に、アンケートの準備をしております。来年、年度末にまでには結果が出ると思っていますので、そのときには空き家のデータ等ですね、お示しできたらと思っております。

**議長（宮崎良保）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 空き家の常態化つちゅうのを明記されているんですけども、「空き家等とは、建築物またはこれに所属する附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものがあるもの及びその敷地をいう。立木、その他の土地に定着するものを含む。」とあります。それで私が相談を受けた方は、お年寄りなんですけども、台風とかもしくは強風が吹いた時に、隣の瓦とかもしくは樹木が落ちてきて、非常に心配だという相談を受けたんです。これ現実的な問題として受け止めました。それで特定空き家等という位置づけがありますけども、空き家のそういった調査において、特定空き家に指定した場合には、助言指導、そして、勧告、命令、命令に違反すると50万円以下の過料、罰金が出されますけども、こういったことの中で、行政代執行で解決する方法があります。それでさっきも町長も言ったように、なかなか難しいということは十分承知してるんですけども、やはり困っている方がおったときには、ある程度やっぱこういった強制的にもう樹木を切ってやったり、瓦をちょっと下ろしてやったりとか、そういった対応ができないかですね。私はその辺をもうちょっと被害を受けている方の立場になって、やるべきではないかと思うんですけども、その辺町長どうですか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） なんか逃げているような答弁になるかもしれませんが、先ほどから言いますように個人の物件なんで、勝手に樹木を切ったり、屋根の瓦を下ろしたりということがなかなか難しい話なんです。当然その費用も町が負担せんばならないということになると、議会の承認も受けんばいかんことにもなりますし、できるだけその個人で話し合いがつくようであれば個人間、個人と町で、話をして納得した上で、事業負担は向こうが出してくれるということであればそれはやってもいいと思いますけど、そうでない場合は、全部町の負担になってしまいますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長（宮崎良保） 横山 議員

6番（横山弘藏） 緊急安全措置の中に、措置の条件として、「生命財産の危険があると認定される状態にある。②法の手続きを行う時間的余裕がない緊急性の高い状態であること。措置内容の例にとっては検知物から落下の危険性が高い瓦や資材等の除去、周辺敷地に損害を与える危険性の高い立木、竹の伐採剪定」というのが明記されています。だから緊急的にしてほしいという時には、それは確かに持ち主との相談、もしくは話し合いが持たれるのが当たり前と思うんですけども、「法にない独自の手続きとして、緊急安全処置を設置することで法の手続きを得る時間的余裕がない場合には、町による必要最低限の代執行によって緊急的な対応が可能となる」と、自治体にはそういったものがあるようですけども、そういった緊急性がある場合において、やるということは、何かやっぱ難しいんですかね。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 先ほど例を挙げましたけど、壊れかかって通行人とか周りの方に危険を及ぼすような物件につきましては、もう所有者にその許可を取る間がないので一応連絡はしますが、そういうような物件につきましては取り壊した例もありますし、例えば家はまだ丈夫だけど瓦が落ちているというふうなときには、緊急的にその瓦が落ちないように網を張ったりとかっていうようなことは、十分可能ではないかなというふうに思っております。

議長（宮崎良保） 横山 議員

6番（横山弘藏） わかりました。それで例を挙げると、町長の地元でもありますけども、柳のみつしま丸の発着場に行く道がありますね。岩坪酒店のどこ、あそこを通るときに、木々の枝が結構下がってきて、車の屋根をこすったりするんです。そしてよく見ると、あそこの左っかわの家は空き地空き家ですね。だからああいった木々はちょっと交通の障害になるんじゃないかと思うので、ああいうのはもう町長の権限でやっていいんじゃないですかね。私はそう思います。

それでまあ累々空き家問題を尋ねましたけども、今後も、しっかり改善されるように、取り組んでほしいと思っております。やはり行政が主体的に動かないと、なかなか空き家の問題は解決しないのではないかと思っております。行政も、そして町民の皆でこの問題に取り組み、解決の糸口を探って、少しでも改善されることを願っております。これで私の質問を終わります。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい。あの議員おっしゃるとおり、交通の妨げになるような木の枝とか、枯れ枝とかが道にはみ出した分につきましては、早々に建設課の方に命じて、調査をして、本当に差し支えるようであれば、こちらの方で処理したいと思っております。

議長（宮崎良保） これで、横山弘藏議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

— 休憩 午後 零 時 00 分 —  
— 再開 午後 13 時 30 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

日程 3、議案第 82 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西村久之） 議案第 82 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算（第 5 号）について説明いたします。

今回の補正予算の内容は、ふるさと寄附金推進事業、各種事業の清算に伴う負担金及び補助金の返還金、エネルギー価格の高騰による光熱水費及び、農業・漁業用燃油高騰対策事業補助金、生活保護に係る医療扶助費の補正等が主なものでございます。

予算書 1 ページ 第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,910 万 8,000 円を追加し、補正後の予算総額を 42 億 7,871 万 5,000 円とするものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、説明書 6 ページ、歳入から説明いたします。

14 款 1 項 1 目・民生費国庫負担金 1,521 万 1,000 円の増額は、生活保護に係る医療扶助費等国庫負担金が主なもので、補正後の国庫負担金の総額を 1 億 4,131 万 8,000 円としております。同じく、2 項・国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が主なもので、各目のとおり 328 万 5,000 円を増額し、2 項・国庫補助金の総額を 2 億 5,001 万 6,000 円としております。

15 款 2 項 2 目・民生費県補助金を 48 万円増額し、補正後の県補助金を 1 億 5,032 万 5,000 円としております。

17 款 1 項 1 目・一般寄附金 3,000 万円の増額は、ふるさと寄附金で、補正後の寄附金の総額を 8,000 万 9,000 円としております。

18 款 1 項 1 目・財政調整基金繰入金 2,992 万 2,000 円の増額は、財源調整で、補正後の基金繰入金を 4 億 4,135 万 1,000 円としております。

20 款 4 項 5 目・雑入を 21 万円増額し、補正後の雑入の総額を 2,274 万円としております。

8 ページ歳出では、2 款 1 項・総務管理費は、ふるさと寄附金収入の増額によるもので、各目のとおり 3,000 万円増額し、1 項・総務管理費の総額を 8 億 7,512 万 3,000 円としております。同じく、2 項 2 目・賦課徴収費を 14 万円増額し、補正後の徴収費の総額を 2,318 万円としております。同じく、3 項 1 目・戸籍住民基本台帳費を 313 万 5,000 円増額し、補正後の戸籍住民基本台帳費の総額を 4,577 万 9,000 円としております。同じく、6 項 1 目・監査委員費を 22 万 2,000 円増額し、補正後の監査委員費の総額を 138 万円としております。

3 款 1 項 1 目・社会福祉総務費 52 万 8,000 円の増額は、介護保険事業特別会計繰出金で、4 目・障がい者福祉費 302 万 6,000 円の増額は、障がい者自立支援給付費等の過年度精算返還金が主なもので、1 項・社会福祉費の総額を 4 億 2,739 万 8,000 円としております。同じく、2 項 1 目・児童福祉総務費 155 万 8,000 円の増額は、各事業の過年度精算返還金が主なもので、2 目・母子福祉費を 4 万 9,000 円増額し、4 目・こども園費 434 万 3,000 円の増額は、会計年度任用職員報酬と光熱水費が主なもので、補正後の児童福祉費の総額を 2 億 230 万円としております。同じく、3 項 1 目・生活保護総務費を 2 万 5,000 円増額し、2 目・扶助費 1,248 万 3,000 円の増額は、生活保護医療扶助費が主なもので、補正後の生活保護費の総額を 8,632 万 1,000 円としております。

4 款 1 項 1 目・保健衛生総務費 279 万 2,000 円の減額は、簡易水道事業特別会計繰出金が主なもので、3 目・環境衛生費 43 万円を増額し、補正後の保健衛生費の総額を 2 億 7,165 万 2,000 円としております。

5 款 1 項 3 目・農業振興費 160 万円の増額は、農業用燃油高騰対策事業費補助金で、4 目・畜産業費を 20 万円増額し、補正後の農業費の総額を 3 億 62 万 5,000 円としております。同じく、3 項 2 目・水産業振興費 772 万 6,000 円の増

額は、漁業用燃油高騰対策事業費補助金が主なもので、補正後の水産業費の総額を2億718万5,000円としております。

6款1項3目・観光費385万7,000円の増額は、長崎県しま旅滞在促進事業負担金で、補正後の商工費の総額を1億3,289万8,000円としております。

7款2項2目・道路維持費は、除草作業委託料の減額分を町道修繕料等に組み替えるものです。

9款2項1目・学校管理費を54万円増額し、補正後の小値賀小学校費の総額を6,364万3,000円としております。同じく、4項・小値賀中学校費を各目のとおり、144万円増額し、補正後の小値賀中学校費の総額を3,542万5,000円としております。同じく、7項4目・歴史民俗資料館費を137万2,000円増額、6目・図書館費を36万2,000円増額し、補正後の社会教育費の総額を1億8,925万6,000円としております。同じく、8項・保健体育費は、光熱水費の増額で、各目のとおり238万6,000円を増額し、補正後の保健体育費の総額を5,045万4,000円としております。

12款2項1目・渡船事業特別会計繰出金647万8,000円の増額は、渡船事業特別会計の修繕費等の増額に伴い、繰出金を増額するもので、補正後の特別会計繰出金の総額を5,180万9,000円としております。

以上で、説明を終わります。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第14款・国庫支出金

国庫支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第15款・県支出金

県支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第17款・寄附金

寄附金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第18款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第20款・諸収入

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 歳出に移ります。

第2款・総務費

総務費ありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。総務費のふるさと寄附金なんですが、11月から5割ルールが徹底されるということで、小値賀町としてやはりその辺の影響は、というか中身としてやっぱり11月から変わったっていう部分はあるんでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

たしか10月からの5割ルールの徹底だったと思うんですけども、もうはっきり言って影響はございません。影響がある前に、6月ぐらいに周知の文書が来ましたので、そのときに対応はいたしております。そのときの対応としまして、10品目等を、この影響があるかなと思う品目ございましたので、もうその時点でその品目については、このふるさと納税の返礼品から外しております。

議長（宮崎良保） 今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。今回の補正で3,000万プラスになったということで、すごい嬉しいことだと思うんですが、今まで何回かやっぱり言ってるんですけど、今1,500万円今回の予算でも、積み立てということで、「ぎばれ！小値賀ふるさと応援基金積立金」ということで積み立てるといいますが、やっぱりもう少し使い道を明確になった方が、もっと寄附金が増えるような気がするんですが、一般質問ではないんであんまり突っ込みませんが、それについていかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今積み立てている状態でございます。そんな中で、もう少し明確に寄附していただけるような寄附項目の見直しとか、今後、使っていくにあたって、今入ってる分をどうするかというのを、間に合えば、来年度からの取り組みにしていきたいなというところは、今、総務課内で協議をしております。まだ結論は出ておりませんが、今そういう段階でございます。そういうのを充実させて、寄附をたくさん受けるようになって、それで本当にこの町のやりたいこと、そこに資金を充てていくところを今ちょっと計画している段階でございます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に移ります。

第3款・民生費

民生費ありませんか。今田光弘議員

4番(今田光弘) はい。10ページのこども園費の中の事業費で、光熱水費が115万6,000円補正ということで、かなり大きな金額なんで、ほかの部署でも学校関係でも出てくるんですが、ちょっとこの辺についてご説明願います。

議長(宮崎良保) 福祉事務所長

福祉事務所長(谷元芳久) お答えいたします。

今田議員のご指摘のとおり、こども園、今年度8月から若者交流センターに一時的に移転しております。その分の光熱水費、それからこども園は事務費、事務室は、まだ園長と事務員の方がそこで仕事しております。パソコンの関係、システムの関係上そこで事務しなければいけないということもありまして、それとこども園自体が、高圧の電気の契約をしております、前年度のその電気料の計算によりまして、ある一定の額が、利用額が請求されております。それも影響があつて、今回一番の影響は、若者交流センターの一時的な移転に伴う電気料の増額が主なものです。

議長(宮崎良保) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 次に移ります。

第4款・衛生費

衛生費ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 次に移ります。

第5款・農林水産業費

立石議員

1番(立石光助) 農林水産業費の7番報償費の方で、地域おこし協力隊の研修生が入ってきたということで、それに関する費用が上がっております。大変喜ばしいことだと思いますが、その研修生の今、状況を、その先に繋がりそうなのかどうか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

議長(宮崎良保) 産業振興課長

産業振興課長(西 浩康) 漁業研修生についてのご質問ですけれども、今、地域おこし協力隊のインターン制度を使いまして、今月、12月まで、3カ月間の研修を行っております。で、1月からは正式な地域おこし協力隊として、研修を続けていくといったところであります。今は、船に乗って漁業の勉強もしているんですけども、斑地区の方にお住まいですけれども、地区の方の漁業関係の漁師関係の方と一緒に作業したりして、漁師の勉強を今やっているとこのころで元気に研修をしているところです。

議長(宮崎良保) 立石議員

1番(立石光助) ありがとうございます。今後漁業に関しても人材の確保が積極的に推進していかないといけないと思っているんですけど、先日、長崎

県庁で水産業就業支援のフェアがあって、私もちょっと行ってきたんですけど、非常に悲惨な状況でした。来場 11 時半から 3 時までだったかな、の中で 12 ～ 3 名ぐらいしか来てないような状況で、小値賀町に来られたのは 1 名だけといった状況でした。

私ちょっとそこで感じたのは、県がどれほどその長崎県の漁業者に対して、本気で人材確保に取り組もうとしているのかというのが、ちょっとそのイベントに参加した限りでは、非常に疑問ですね、PR が足りないのではないかなということを感じましたので、県に対して、もっと長崎県として漁業者の確保育成に努めていくように、自治体からも要望していかないといけないのかなとも思いますし、県に任せるのではなくて、小値賀町としても、漁業者を確保するための独自の PR を、もっとしていかないといけないなと感じましたが、来年度以降、どのように PR していかれる予定なのか、教えていただければと思います。

**議長（宮崎良保）** 産業振興課長

**産業振興課長（西 浩康）** お答えいたします。

先日の県庁でありましたフェアにつきましては、本当に来場者が、水産係の方からも担当が参加しておりましたけども、本当に来場者が少なくて、小値賀のブースの方にももう来ないのかなと思ってたら、最後に 1 名の方が来られて、小値賀の状況を聞かれたということで、担当の話を聞きますととても興味を示していたということです。ちょっと可能性があるのかなというふうに考えております。またその方は今後も連絡を取りながら、話を進めていきたいというふうに考えております。

で、議員ご質問の、県の方が漁業者の確保の方にちょっと力が入っていないのではないかなというようなことですが、県の担当の担当課の方とも話はするんですけども、やはり漁業者不足っていうのは県の方も課題は共有しておりますので、今度の県庁でありましたフェアにつきましては、ちょっと PR 不足だったのかどうかわかりませんが、各市町の方にも広報してくれというような依頼も来てましたし、県の担当の方も力を入れてると、そういうふうに、力を入れてないということはないと思いますので、今後も県の担当課の方とも協議しながら、漁業者の確保の方には努めていきたいと思っております。来年度以降も、同じような取り組みにはなるかと思っておりますけども、漁業者の確保というのは、一長一短にはなかなかいかないと思いますので、今後も地道に活動を続けていきながら、1 人でも業者の確保の方には努めていきたいというふうに考えます。以上です。

**議長（宮崎良保）** よろしいですか。ほかにありませんか。

農林水産業費ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 次に行きます。

第6款・商 工 費

商工費ありませんか。

立石議員

1番(立石光助) 商工費で、しま旅の負担金が385万7,000円増額ということで、これ当初予算で217万5,000円だったかと思います。倍以上の増額ということで、この負担金がどのように決定されるのかちょっと教えていただければと思います。

議長(宮崎良保) 産業振興課長

産業振興課長(西 浩康) このしま旅事業に関する負担金については、各離島への航路がありますけども、壱岐、対馬、五島ですね航路がありますけども、その到着先にどのくらいの需要があったのかというところで、各市町に割り振られた負担金というところでの積算ということになります。

議長(宮崎良保) よろしいですか。ほかにありませんか。

商工費ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 次に行きます。

第7款・土 木 費

土木費ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) ないようですので、

第9款・教 育 費

江川議員

7番(江川春朝) 小中、小中の校舎を1つとして合わせて、光熱費が108万円上がっている理由の説明をお願いします。

議長(宮崎良保) 教育次長

教育次長(牧尾 豊) はい。お答えいたします。

今回の水熱光費の増額につきましては、電気代の増額によるものでございます。議員ご承知のとおり、物価高、電気代の方も物価高の影響を受けまして、高くなっております。その影響を受けまして、小中学校の校舎の電気代の使用量が上がっておりますので、今回補正予算です、増額をお願いするものでございます。

議長(宮崎良保) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 次に行きます。

第12款・諸 支 出 金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般についてご質疑ありませんか。

よろしいですか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論ありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 82 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算(第 5 号)を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 82 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算(第 5 号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立お願いします。

(賛成者起立)

**議長(宮崎良保)** 起立全員です。

したがって、議案第 82 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算(第 5 号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第 4、議案第 83 号、令和 5 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長(西村久之)** 議案第 83 号、令和 5 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 2 号)について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、はまゆう運航費の財源不足を補うため一般会計繰入金を増額するもので、歳出では、町営船はまゆうにおいて突発的な修繕が必要になったことによる修繕費の増額、それに伴う備船料の増額及びエンジ

ンのオーバーホールにおいて物価高騰の影響による工事請負費の増額が主なものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ647万8,000円を追加し補正後の予算総額を9,486万7,000円とするものでございます。

それでは、説明書6ページ歳入から説明いたします。

4款1項1目・一般会計繰入金を647万8,000円増額し、補正後の一般会計繰入金の総額を5,180万9,000円としております。

7ページ、歳出では、1款1項2目・はまゆう運航費647万8,000円の増額は、修繕料、船舶借上料及び工事請負費が主なもので、補正後の渡船管理費の総額を8,331万1,000円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（宮崎良保）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰入金

繰入金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** ないようですので、歳出に移ります。

第1款・渡船事業費

今田議員

**4番（今田光弘）** はい。はまゆうの修繕ということで、いろいろな噂がちょっと耳に入ってくるんですが、状況について詳しくご説明願います。

**議長（宮崎良保）** 総務課長

**総務課長（博多屋雄一郎）** はい、お答えいたします。

先ほど町長が申し上げたとおり、突発的な事故によって修繕費が発生しております。今まで2回の事故が発生しております。まず、9月の11日に、流木に衝突したという事故が発生して、両舷プロペラの損傷となっております。次に11月の10日に、ロープを巻き込みまして、左舷のプロペラの損傷、クラッチ板の損傷となっております。

この場ではありますけど、その分の修繕の執行につきましては、燃油代が予算としてありました。で、急を要する修繕でございましたので、ちょっと事後の予算要求になっておりますことを申し添えます。

**議長（宮崎良保）** ほかにありませんか。

今田議員

**4番（今田光弘）** はい。本当にちまたの噂なんですが、ロープを巻き込んだ

のに無理やりその操縦したんじゃないかとかですね、監視が劣ってたんじゃないかという噂もちょっと耳にしたんですが、その辺はそんなことないと思うんですが、一応お聞きします。

**議長（宮崎良保） 総務課長**

**総務課長（博多屋雄一郎）** はい、お答えいたします。

私、運行管理者ですので、その辺聴取させていただいておりますが、無理やりの運転というのはまずありませんので、そういうところはちょっとご承知おき願いたいと思います。あと監視なんですけれども、通常どおり2名の監視を徹底していたというところで、乗組員からの話によると、もうロープに関してはですね、本当に沈んでたロープらしく、見えなかったというところがございます。流木に関してはやっぱり、すぐそこに来たときにやっぱり気づいたというところなんですけれども、そのままになってしまったというところを聞いております。

今後、私もちょっとはまゆう乗船しまして、今ちょっと動いてますので乗船しまして、視界がどういう感じかというふうな形で見させていただいたんですが、非常に見えにくいという感想です。ですのでより一層というかですね、引き続きというふうになり、事故を起こして引き続きはちょっとおかしいのかもしれないかもしれませんが、引き続き監視を徹底した上での運行を行うように、船長、乗組員には伝えております。

**議長（宮崎良保）** ほかにありませんか。 **橋本議員**

**3番（橋本武士）** 修繕費だけで、金額としてはやはり船が船だけに相当な金額にはなろうかと思うんですが、これを見越してですね、そういった流木等を事前にこう感知するようなレーダーとかですね、そういったものは船の設備としては不可能なんでしょうか。

**議長（宮崎良保） 総務課長**

**総務課長（博多屋雄一郎）** はい、お答えいたします。

ソナーになろうかと思えますけれども、ソナーを備え付けるのは不可能ではないというふうには考えておりますが、ほかの運行事業者を見ても、ソナーを備え付けているというのは聞いたことがございませんので、運行においては、多分そぐわないのかなと考えておりますし、船長とか船員さんからもそういう要望はありませんので、現場としても多分必要はないと思っております。

**議長（宮崎良保）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

歳入歳出全般について、ご質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論はありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 83 号、令和 5 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 83 号、令和 5 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第 5、議案第 84 号、令和 5 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長(西村久之)** 議案第 84 号、令和 5 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について説明いたします。

今回の補正予算は、介護保険制度改正によるシステム改修対応業務委託料が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 106 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 4 億 2,431 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、説明書 6 ページ、歳入から説明いたします。

4 款 2 項 5 目・事業費補助金は、介護保険事業費補助金で、2 項・国庫補助の総額を 5,113 万 3,000 円としております。

6款1項2目・地域支援事業支援交付金を1万円増額し、1項・支払基金交付金の総額を1億169万7,000円としております。

7款1項4目・その他一般会計繰入金を52万8,000円増額し、1項・一般会計繰入金の総額を6,834万7,000円としております。

7ページ、歳出では、1款1項1目・一般管理費105万6,000円の増額は、介護保険システム制度改正対応業務委託料で、1項・総務管理費の総額を436万7,000円としております。

5款2項1目・包括的支援事業は、財源組替。

6款1項1目・基金積立金を1万円増額し、1項・基金積立金の総額を1,064万円としております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

『歳入歳出予算補正』についてを議題とします。歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第6款・支払基金交付金

支払基金交付金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第7款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 歳出に移ります。

第1款・総務費

総務費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第5款・地域支援事業費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第6款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について、何かご質疑ございませんか。

今田議員

4番（今田光弘） はい。介護保険システムなんですけど、これは国が作っているシステムだと思うんですが、それに対して、それが変わったから中身を改善しなきゃいけないということですが、全額国が出すんじゃなくてやっぱり半分を自治体が負担するというのなんかすごくおかしいなって単純に感じるんですが、その辺についてちょっとご説明願いますか。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

国の制度が変わることに対応してシステムの改修を行う業務で、補助金が2分の1しか付かないと。あとの2分の1が自治体負担になっておりますけども、これはもう、国の制度で決まったことですので、できれば補助率を上げてもらいたいのは自治体としてはそうしていただければ助かると思うところがございますけども、制度上の2分の1になっておりますので、今回その2分の1の52万8,000円を上げさせていただいております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号、令和5年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号、令和5年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第85号、令和5年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第85号、令和5年度小値賀町簡易水道事業特別会計補

正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算は、「小値賀地区水道施設水位計更新工事」と「小値賀地区水源発電機切替回路増進工事」の完了による工事費の減額と、それに伴う一般会計繰入金と町債の減額及び繰越金の確定が主な内容でございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ335万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,695万円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正で、4ページ第2表に示しますとおり、簡易水道施設改修事業300万円の減額変更でございます。

それでは、説明書7ページ歳入から説明いたします。

4款1項1目・一般会計繰入金を318万2,000円減額し、1項・一般会計繰入金の総額を2,041万8,000円としております。

5款1項1目・繰越金を283万2,000円増額し、1項・繰越金の総額を383万2,000円としております。

6款1項1目・衛生債を300万円減額し、1項・町債の総額を1,950万円としております。

8ページ歳出では、1款1項1目・一般管理費335万円の減額は、工事完了によるもので、補正後の総務管理費の総額を6,795万円としております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰入金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第5款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第6款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 歳出に移ります。

第1款・総務費

今田光弘議員

**4番（今田光弘）** はい。当初予算より減額になったということで、単純に考えたらずごく良いことだったと思うんですが、この減額になったのは、何か創意工夫の結果安くなったのか、それとも単に当初予算を甘く計上していたのか、

その辺についてご説明願います。

**議長（宮崎良保）** 建設課長

**建設課長（村田祐一郎）** お答えいたします。

小値賀地区水道施設の水位計更新工事においてですね、落札率が62%ほどで、落札されましたので、その分の減額が主なものでございます。

**議長（宮崎良保）** よろしいですか。ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 質疑なしと認めます。

次に、第2表『地方債補正』についてご質疑願います。

地方債補正について、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成者の討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号、令和5年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号、令和5年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第86号、令和5年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予

**算（第2号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。町長

**町長（西村久之）** 議案第86号、令和5年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算は、歳出で、基幹システム改修費及び一般被保険者にかかる移送費の増額が主なものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出のみ補正するものでございます。

それでは、説明書5ページ、歳出を説明いたします。

1款1項1目・一般管理費を92万4,000円増額し、1項・総務管理費の総額を414万7,000円としております。

2款3項1目・一般被保険者移送費を32万8,000円増額し、3項・移送費の総額を92万8,000円としております。

6款1項1目・財政調整基金積立金を125万2,000円減額し、1項・基金積立金の総額を451万5,000円としております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳出を款を追ってご質疑願います。

第1款・総務費

総務費ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第2款・保険給付費

保険給付費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 第6款・基金積立金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

何かありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成の、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 86 号、令和 5 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号、令和 5 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 8、小値賀町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、指名推選としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をしました。

小値賀町選挙管理委員会委員には、「土田廣」さん、「牟田義昭」さん、「尾野英昭」さん、「護山義明」さん、以上の方を指名します。

同じく補充員に、1 番「吉元勝信」さん、2 番「松永眞里子」さん、3 番「西勝信」さん、4 番「神川恭子」さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました「土田廣」さん、「牟田義昭」さん、「尾野英

昭」さん、「護山義明」さんを、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 異議なしと認めます。

したがって、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

お諮りします。

先ほど議長において指名しました、1番「吉元勝信」さん、2番「松永眞里子」さん、3番「西勝信」さん、4番「神川恭子」さんを、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 異議なしと認めます。

したがって、以上の方が順番のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

以上で、本定例12月会議に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、令和5年小値賀町議会定例12月会議を終了します。

お疲れさまでした。

— 午後 2 時 19 分 散会 —